

社会保険おきなわ

2023. 1 No.502

今月の記事

年頭のご挨拶 2-3p

コラム「30日チャレンジ」で習慣癖を磨く 4p

沖縄県社会保険協会

職場の健康づくりをお手伝いします！／DVD貸出のご案内 6-7p

社会保険Q & A「教えて城間先生！」 11p

セミナーのご案内 12p

年金事務所

20歳からの国民年金 5p

令和4年度年金委員表彰／口座振替のご案内 10p

協会けんぽ沖縄支部

健康保険委員表彰／医療費のお知らせ 8p

退職後の健康保険加入のご案内／給付金様式変更 9p



職場内で回覧しましょう

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10



一般財団法人 沖縄県社会保険協会

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1-3-2 [タカダ若狭ビル501号]
TEL:098-861-2681 FAX:098-861-2682 e-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp



年頭のご挨拶

一般財団法人沖縄県社会保険協会

会長 川上 康



あけましておめでとうございます。

会員の皆様をはじめ、本誌をご愛読いただいており

ます皆様方には、ご健勝で新年をお迎えのこととお慶

び申し上げます。

旧年中は、協会事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

なつております。政府では安定財源の確保や制度の充実を図るよう、様々な改革に取り組んでおります。

私ども協会といたしましては、県内各年金事務所や全国健康保険協会沖縄支部（協会けんぱ）と連携を取りつつ、会員様に社会保険制度に関する情報を「広報誌」や「ホームページ」を通して提供するとともに、社会保険制度に関する事務講習会の開催や、被保険者及び被扶養者に対する健康づくりなどの各種事業を積極的に行って参りますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方我が国では、急速な少子高齢化社会が進むなか、増大する社会保障費にどう対応していくかが課題と

皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして年頭のご挨拶と致します。



年頭のご挨拶



日本年金機構

沖縄県代表事務所（兼）
那覇年金事務所 所長 王城 博之

年頭のご挨拶



全国健康保険協会沖縄支部

支部長 宮里 博史

社会保険 おきなわ

明けましておめでとうございます。
沖縄県社会保険協会会員の皆様には
ご健勝で新春をお迎えのこととお慶び
申し上げます。

日頃より、公的年金制度の円滑な事
業運営・推進に特段のご理解とご協力
を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナ感染拡大の影響に
より国内外の経済活動や日常生活等に
大きな制約を伴いましたが、日々の情
勢においても予断を許さない状況が繼
続しているところをございます。

さて、本県における国民年金関係の
事業取組についてご紹介しますと、納
付率向上のため令和元年八月に「国民
年金沖縄プロジェクト」を立ち上げ、
二十歳の若年層から世代別の年齢階層

の対象者に対して、文書勧奨、電話督
励、戸別訪問等を実施して参りました。
加えて、年金事務所では、国民年金の
定額保険料及び多段階保険料の未納者
等に対する納付勧奨、一般の免除申請
や臨時特例免除、学生納付特例等のご
相談を隨時に行い、万が一に備えて障
害年金や遺族年金が受取れるよう、県
民一人ひとりの「年金権確保」及び「無
年金者・低年金者の防止」に繋げる非
常に重要な対策を講じております。

厚生年金適用事業については、イン

ターネットによる「電子申請」による
手続を推進し、交通費や郵送費等のコ
ストの削減等、利便性に配慮した「二
十四時間・三六五日」、いつでも申請が
できる環境整備に取り組んでおります
ので、未手続の事業所は、是非、この
機会に「電子申請」をご利用下さい。

年金相談関係については、お客様の
「待ち時間の短縮」に対応して最大限に取
り組むとともに、「予約相談」をご案内
しております。事業所の従業員やご家
族等がお越しの際は、お待たせしない
「お客様サービス」をご提供いたします。
また、都合によりご来所が難しいお客
様には、「ねんきんネット」をご利用し
て頂きますと、パソコンやスマートフォ
ン等から「年金記録」や「将来の見込
額試算」等、ご自身で記録内容を確認
することができます。

昨年も新型コロナウイルス感染症
拡大によって国内外各分野で大きな
影響を受けたことに加えて、ロシア
のウクライナ侵攻に端を発した国際
情勢の緊迫化、エネルギーコスト、原
材料費の急上昇など多くの混乱が発
生しました。一日も早い終息を願う
ものであります。

国内医療保険分野においても「少
子・高齢化」「現役世代の減少」「増
大し続ける医療費」「国家財政への
影響」「国民皆保険制度の堅持」等の
課題が有りその対策としてこれまで
進して参る所存でございます。

結びに、沖縄県社会保険協会の益々
のご発展と会員の皆様方のご健勝とご
活躍を祈念申し上げ、私の挨拶といった
します。

今後も日本年金機構の職員は公的年
金制度を堅持し、公的な価値あるサ
ービスをご提供して行くとともに、強い
責任感と使命感をもつて基幹業務に邁
進して参る所存でございます。

これまで様々な制度改革が行われてきました。
本年も「マイナンバーカードと保険
証の一体化」「オンライン診療・オン
ライン資格確認の拡大」「医療費適正
化」「ICTを活用した医療・介護の
効率化、質の向上」などが展開され
ます。



年頭のご挨拶



全国健康保険協会沖縄支部

支部長 宮里 博史

あけましておめでとうございます。
沖縄県社会保険協会会員の皆様をは
じめ、ご家族、関係者の皆様方には
爽やかな新年をお迎えのこととお慶
び申し上げます。

旧年中は協会けんぽ沖縄支部の業
務運営にご協力を賜り厚く御礼申し
上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染症
拡大によって国内外各分野で大きな
影響を受けたことに加えて、ロシア
のウクライナ侵攻に端を発した国際
情勢の緊迫化、エネルギーコスト、原
材料費の急上昇など多くの混乱が発
生しました。一日も早い終息を願う
ものであります。

国内医療保険分野においても「少
子・高齢化」「現役世代の減少」「増
大し続ける医療費」「国家財政への
影響」「国民皆保険制度の堅持」等の
課題が有りその対策としてこれまで
進して参る所存でございます。

結びに、沖縄県社会保険協会の益々
のご発展と会員の皆様方のご健勝とご
活躍を祈念申し上げ、私の挨拶といった
します。

今後も日本年金機構の職員は公的年
金制度を堅持し、公的な価値あるサ
ービスをご提供して行くとともに、強い
責任感と使命感をもつて基幹業務に邁
進して参る所存でございます。

これまで様々な制度改革が行われてきました。
本年も「マイナンバーカードと保険
証の一体化」「オンライン診療・オン
ライン資格確認の拡大」「医療費適正
化」「ICTを活用した医療・介護の
効率化、質の向上」などが展開され
ますようよろしくお願ひ申し上げ
ります。

沖縄県社会保険協会の益々のご発
展と会員皆様のご健勝・ご多幸を祈
申上げます。

column

『30日チャレンジ』で習慣癖を磨く

私は働く人と会社組織をサポートするコンサルタントです。ポジティブ心理学や大脳生理学、幸福学、成功哲学など様々な分野を背景に活動させて頂いております。新しい年を迎えると何か新しいことに取り組み、新しい自分を構築したくなるものです。今日は、「三日坊主」にならず新しい習慣を獲得するための方法である「30日間チャレンジ」をご紹介したいと思います。身に付けたい習慣や手放したい習慣の為に30日間取り組むのです。

少しの意識で30日間続けられるレベルで取り組むことが重要です。大きな目標を立てて挫折した場合、「脳」にまた駄目だったとインプットされないようにするのです。私が最初に取り組んだのは「ストレッチ」でした。しっかりとストレッチを頑張った日もありますがベッドで1分程の日も多くありました。30日間チャレンジに慣れるまでは、ストレッチすることよりも30日間継続することを優先させることです。何とか30日間継続し「脳」にかかる「三日坊主癖」を書き換えるのです。達成できたら「次の30日間は少し負荷をあげてい

く」を繰り返すことで脳が自信を取り戻し習慣を作っていくのです。

私が最近取り組んだ30日間チャレンジは「スナック菓子を辞める」でした。大きな目標ではなく少しの意識で行なうので食後のお菓子はOKとし、間食で脳が食べたがるスナック菓子類をNGとしました。2週間程すると脳もスナック菓子を要求しなくなりました。

継続のポイントは3つです。

ポイント① 必ずスマールステップで行な

う。お菓子を全てカットするとストレスになるので食事と一緒に口にし、脳が食べたがるスナック菓子以外のお菓子を口にする。口さみしい時はガムを噛むなど心がけています。

ポイント② その習慣を習得した、又は手

放した自分の姿をニヤニヤしながらイメージする。

ポイント③ チャレンジはある程度達成す

る迄は「他言しない」です。心理学の研究では、何かをスタートする際に他言すると達成できないという研究が多くあります。こつそ

り鍛錬（コソ鍊）で行なうのです。

以上3つのポイントを意識して、新しい年はアップデートした自分を作つて下さい。



一プロフィール

おおしろ あさの
大城 朝野氏

生きがい、働きがい、経営研究所ハタワークス代表 組織開発＆メンタルヘルスコンサルタント「沖縄版メンタルヘルス」を榜標し、平成24年、生きがい、働きがい、経営研究所「ハタワークス」設立する。組織開発・キャリア開発コンサルティング、メンタルヘルスコンサルティングを行う。最新の心理学的手法を基に『働きがい』のある職場環境づくりを通じ、働く個人には『生きがい、働きがい』を、企業・組織には『生産性向上』に寄与するために個人と組織にアプローチする。

【所属】

沖縄県社会保険労務士会、日本トランスペーソナル学会、メンタルウェルネス協会、日本産業カウンセラー協会、プロセスワーク研究会、教育カウンセラー協会、沖縄解決志向アプローチ研究会

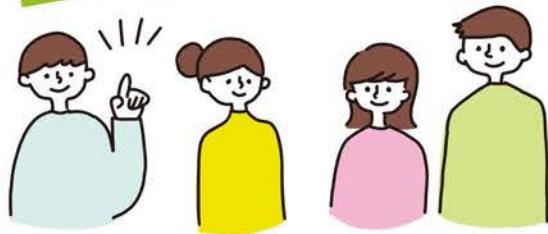
【資格等】

国家資格：社会保険労務士、キャリアコンサルタント
民間資格：シニア産業カウンセラー（日本産業カウンセラー協会）、認定ハラスマント防止コンサルタント（21世紀職業財団）メンタルウェルネストレーニングインストラクター（MWT協会）キャリアシフトチェンジインストラクター（中央職業能力開発協会）



\年金事務所からのお知らせです。/\

20歳から



国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。



加入するかしないかは、本人の自由でしょう？

いいえ。加入して納付することは義務です。

国民年金は、**20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方**が加入することが法律で義務付けられています。



保険料を納めていない人が多いと、ニュースで見ました。
私も払わなくていい？

「国民年金の納付率が7割」と報道されたことで多くの方が誤解されています。実際は、厚生年金、国民年金、共済年金を合わせた公的年金加入者全体の約98%の人がきちんと保険料を納付しています。(保険料を免除または猶予されている人を含みます。)



毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額**16,590円**
(令和4年度)です。

保険料が割引される前納制度もあります。
月額400円の付加保険料をプラスすると、年金が増える制度もあります。
お支払いは口座振替が便利で、50円が割引される早割制度もあります。
詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。



毎月16,590円は払えない…
そんなときはどうすればいいの？

納付が経済的に困難な場合、ご本人からの申請により保険料の納付が**「免除」**または**「猶予」**される制度があります。

学生の方は『学生納付特例制度』を学生以外の方は『免除制度』または『納付猶予制度(50歳未満)』をご利用ください。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は

各年金事務所の国民年金課です。
(自動音声案内2番→2番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

沖縄県社会保険協会 会員限定

職場の健康づくりをお手伝いします！

～沖縄県社会保険協会では、
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、
健康づくりの支援事業を行っています～

◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門講師が、あなたの職場に伺います。
職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください！

【講演内容：例】

保健師	管理栄養士	健康運動指導士	その他専門家
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防講習 ・健康相談 (血圧・体脂肪等測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事と健康 ・ヘルシー献立の立て方 (食事ダイエット法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康体操 (腰痛・肩こり予防) ・すぐ出来るストレッチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス ・ソーシャルワーク

◆講師の派遣費用は無料です。(講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。)

◆講習の時間は1~2時間程度です。 ◆受講者は、20名様以上でお願ひします。

◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。

※zoomなどのオンラインを利用した講習も可能ですので、お気軽にご相談ください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により会員事業所様および関係者の健康・安全部を第一に考慮し、対応できない場合がございますので、ご理解をいただきますようお願ひ申し上げます。

FAX : 098-861-2682 または
E-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp

所在 地	〒 一						
事 業 所 名	(担当者氏名)						
電 話 番 号	(E-mail 又はFAX)						
実施希望年月日	令和 年 月 日 ()	午前	・	午後	時 分	～	時 分
受講者予定数	男性 名	女性 名	合計 名				
実施場所	会場名 住 所 (講師用駐車場:□ 有り ・ □ 無し)						
希望講師	※希望の講師に☑印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 健康運動指導士 <input type="checkbox"/> その他専門家 ()						
希望講習内容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせしていただきます。						

健康づくりDVD貸出のご案内



社会保険協会では、健康づくりに関するDVDを無料で貸出しております。職場の皆さまの健康づくりにぜひご活用ください。

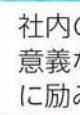
01 2022年上半年 健康づくりDVD貸出ランキング

順位	タイトル/No.	主な内容	時間
第1位	職場のハラスマント基礎講座 ～セクハラ・パワハラ・マタハラ～ (No.35)	セクハラ、パワハラ、マタハラの3つの基礎が1枚にまとめられたDVD。新人研修や時間の取りにくい管理職層の復習にも使える内容です。	32分
第2位	元気な職場をつくるメンタルヘルス ストレス1日決算主義のセルフケア (No.29)	セルフケアで重要なのは、その日のストレスをその日のうちに解消していくことです。毎日のストレスを「一日決算」をするための工夫や考え方を紹介しています。	20分
第3位	ちょちょいのちょいトレ4.0 ストレッチ＆筋トレ生活習慣化の すすめ！ (No.39)	通常メニューの他に、タオルを使用したストレッチ＆筋トレも紹介しています。タオル運動は、運動不足のかたでも始めやすく、運動効果とからだの安定感が向上します。	67分

02 DVDをご利用いただいた事業所さまの声



職場への講師派遣の利用に続き、この度はDVDを利用させていただきました。DVDの内容(No.35)がとても良いということで反響が大きかったです。これからも職員にとって有意義な研修・会議を開催したいと考えております。ありがとうございました。



社内の研修に際して、健康づくりDVD(メンタルヘルス関連)を活用させていただきました。有意義な研修会を行うことができたと職員ともども喜んでおります。これを機にさらに健康づくりに励み、明るく元気な職場づくりを心掛けていきたいです。



健康づくりDVDの利用について

[詳しくはこちら→](#)

※会員事業所様は何回でも無料でご利用できます。

※1回の貸出は最大4枚まで、貸出期間は概ね1週間です。

※研修会使用を目的として事前視聴後に再度レンタルすることも可能です。

健康づくりDVD借用申込書

FAX 098-861-2682
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

1. 借用DVD

申込日： 年 月 日

番号	タイトル

番号	タイトル

2. 借用の期間

年 月 日～ 年 月 日 ※1週間程度の借用をお願いします。

3. 視聴者

人数(予定) 名

4. 借用者

事業所名

所在地〒

ご利用方法

電話番号 () - 担当者名

1.上記の申込書をFAXまたはE-mailでお申込 2.協会からDVDを郵送 3.ご使用後は同封のレターパックに入れてポスト投函

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

2022（令和4）年度 健康保険委員表彰

協会けんぽでは、健康保険委員の活動や功績に対して感謝の意を表するとともに、健康保険事業のさらなる円滑な推進と健康保険委員活動の活性化を目的に、健康保険委員表彰を行いました。

支部長表彰

糸 数 千 春 様	有限会社クリエイト技研
喜屋武 亜 希 様	沖縄ターミナル株式会社
喜屋武 裕 子 様	社会福祉法人聖公会沖縄福祉社会諸聖徒保育園
具志堅 隆 也 様	羽柴工業株式会社
志良堂 篤 様	沖縄道路株式会社
名嘉真 つやき 様	社会福祉法人松原福祉会障がい者支援施設安住の郷
長 嶺 万寿子 様	久米島製糖株式会社
名 護 緑 様	株式会社武国建設
福 原 かおり 様	株式会社東江電気工事
宮 城 光 様	株式会社山浩商事
屋比久 正 子 様	社会福祉法人ふくよか福祉会
山 城 里 奈 様	沖縄熱帯植物管理株式会社
湧 川 なおみ 様	株式会社国吉設計

健康保険委員
についてはこちら



(表彰者五十音順)

今後も健康保険事業にご協力を賜りますようお願いいたします。

【健康保険委員に関するお問い合わせ先】 企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

「医療費のお知らせ」を事業所宛てに送付します

送付時期 2023（令和5）年1月中旬から下旬

対象期間 2021（令和3）年10月から2022（令和4）年9月診療分

事務ご担当者さまへお願い

- ・「医療費のお知らせ」は個別に封入した状態でお送りします。開封せずに各従業員にお渡しください。
- ・退職された方のお知らせが届いた場合は、お手数ですが同封している返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。

※送付対象者は、2022（令和4）年12月上旬時点で加入資格が確認できた方です。

確定申告（医療費控除）にご活用いただけます

今回お送りする「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署へお問い合わせください。

【医療費のお知らせに関するお問い合わせ先】 レセプトグループ（☎ガイダンス2番）

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

従業員の退職にともなうお手続き

事業所が行う手続き

日本年金機構広域事務センターに資格喪失届と保険証を送付する

- 1 退職される従業員のご家族分も含め、保険証をすべて回収する。
- 2 日本年金機構広域事務センター（福岡）に、資格喪失届と保険証を送付する。
※電子申請で手続きした場合は、「到達番号」がわかる書面の添付をお願いします。

資格喪失から約1週間後、保険証の回収が確認できない方（被保険者）宛てに保険証返却をお願いする文書をお送りしています。事務ご担当者さまは保険証を回収しましたら、その都度速やかにご返却いただきますようお願いします。

※届出提出後に保険証を回収した場合、保険証は協会けんぽ宛てにご送付ください。

従業員ご自身が行う手続き

退職後の健康保険を選択し、加入の手続きを行う

退職後の健康保険には、**健康保険任意継続** **国民健康保険** **ご家族の健康保険（被扶養者）**の3つの選択肢があります。

退職される従業員の方には、毎月納める保険料などを比較のうえ、いずれかの健康保険への加入手続きをすすめるようご案内をお願いします。また、次の健康保険の加入手続きがスムーズに行えるよう、事務ご担当者さまは退職時の「資格喪失証明書」の発行にご協力をお願いします。

協会けんぽの**健康保険任意継続**に加入する場合

手 続 き 先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部
加 入 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日までに継続して2か月以上の被保険者加入期間があること ・退職日の翌日から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を協会けんぽに提出すること（郵送の場合は必着）
保 険 料	<p>退職時に控除されていた保険料の2倍の金額 ※保険料には上限があります（標準報酬月額30万円の保険料が上限です） ※お住まいの都道府県の保険料率が適用になるため、2倍の金額にならない場合があります</p>

健康保険任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ（**△ガイダンス1番**）

2023（令和5）年1月から申請書（届出書）の様式が新しくなりました

今月から給付金等の各種申請書（届出書）が新しくなりました。今月からは新様式のご使用をお願いします。新様式は協会けんぽのホームページからダウンロードするか、沖縄支部までご請求ください。

申請書（届出書）の様式変更に関するお問い合わせ先 業務グループ（**△ガイダンス1番**）



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>
 ☎900-8512（この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。）
△098-951-2211（代表）受付時間／8：30～17：15（土日祝日・年末年始除く）



給付金の申請等すべて郵送でお手続きができます。
 郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

＼年金事務所からのお知らせです。／

令和4年度 年金委員表彰

社会保険事業の推進・発展のために尽力され、年金委員としての功績が特に顕著と認められた方に対して、厚生労働省及び日本年金機構から令和4年度の表彰を行いました。
沖縄県内からの受賞者の皆様をご紹介いたします。

日本年金機構理事表彰（職域型年金委員）

福丸 禮子 様	医療法人寿仁会 沖縄セントラル病院	上原 公代 様	社会福祉法人育賛会
佐久本 卓 様	沖電企業株式会社	島袋 清子 様	有限会社全勝組
野國 重理加 様	丸正印刷株式会社	泉川 郁子 様	平良港運株式会社

日本年金機構理事表彰（地域型年金委員）

大谷 博子 様 沖縄県 石垣市

受賞者の皆様おめでとうございます。

事業主の皆さまへ

口座振替の手続きはお済みですか？

～原則、納め忘れのない口座振替による納付をお願いしております～

[口座振替のメリット]――

- 毎月、金融機関に出向く必要がなく、手間と時間が省け便利です。
- 毎月のお支払いを通帳で管理でき、現金を持ち歩く必要もなく安全です
- どんなに忙しくても安心です。うっかり納め忘れることもなく便利です。



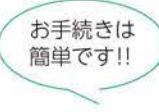
[全国の金融機関がご利用いただけます]――

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等の口座から振替できます。
※ただし、インターネット銀行等、一部お取扱いできない金融機関があります。



[いつ振替されるの?]――

- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落とします。
※ただし、末日が土日祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。
- 口座振替開始月については、お手続きをされた日付や書類の不備等により、ご希望に添えないこともあります。
- 毎月20日前後に、「保険料納入告知額・領収済額通知書」を発送し、当月末日の振替予定額と、前回の振替済金額をお知らせします。



※なお、残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、後日納付書を送付致しますので、金融機関の窓口等で納付していただくことになります。



お問い合わせ先は、各年金事務所の

適用調査(微収)課です。自動音声案内「3→2」

那覇 098-855-1111

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先 〒812-8579 福岡県福岡市博多区樋田1-2-55 AP樋田ビル 日本年金機構 福岡広域事務センター宛

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol. 13

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は休憩時間についてです。



Q

当社の勤務時間を始業午前8時30分、終業は午後5時15分としています。この場合、休憩時間を午後12時15分から午後1時までの45分としているのですが、休憩時間は1時間でなくてもいいのでしょうか。

相談者：社長



城間先生

A

休憩時間については労基法34条に規定され、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、1日の労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間（60分）の休憩時間を与えることが必要であるとしています。

この場合の労働時間とは実際に働いた時間をいい、残業時間（時間外労働）も含めた時間としています。

A

あなたの会社の場合、就業規則の定めにより始業時刻は午前8時30分、終業時刻が午後5時15分、休憩時間が午後12時15分から午後1時までの45分であるということで、1日の所定労働時間は8時間となります。休憩時間については、所定労働時間が6時間を超え8時間を超えていないので45分と規定することに問題はありません。

なお、残業により1日の労働時間が8時間を超えたときには15分の休憩時間を労働時間の途中で与える必要があります。

図で示すと以下のようになります

労働時間と休憩時間

始業時間

8:30	12:15	13:00	17:15	19:00	
労働時間	休憩	労働時間	残業	休憩	
3時間45分	45分	4時間15分		15分	
17:30～17:45					
所定労働時間（8時間） 法定労働時間（8時間） 拘束時間 					

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からることについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）
 2月：3日（金）・10日（金）・17日（金）・24日（金）

無料電話相談

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681



社会保険協会セミナーのご案内

年金の基礎知識(老齢年金)・育児休業等期間中の社会保険料免除要件変更について

老後の備えは十分ですか？世間を震撼させた老後2,000万円問題！今ではすっかり忘れ去られていますが、足りなくなる金額は個人差が大きく無用の心配をしないためにも、老後の収入の核である「年金制度」を正しく理解することは重要です。年金の基礎知識から、年金を繰り下げ、繰り上げた場合の増減など、年金の増やし方についても解説します。退職後の第二の人生を楽しく過ごすためにも、年金の知識、社会保障制度について知識を得て老後に備えましょう！

また、令和4年10月より育児休業等期間中の社会保険料免除要件が変更されています。短期間の育児休業を想定した要件変更となります、その背景や実務上の留意点などお伝えします。

地 区	実 施 日	会 場	定 員
① 北 部	1月30日(月)	ホテルゆがふいんおきなわ2階 あけみおの間(名護市宮里453-1)	30名
② 中 部	2月 6 日(月)	EMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾート1階EMギャラリー(北中城村喜舎場1478)	50名
③ 那 霸	2月27日(月)	沖縄産業支援センター 3階 中ホール(那覇市字小禄1831番地1)	100名
④ 宮 古	2月20日(月)	ホテルアトールエメラルド宮古島2階 横瀬(かいろ)の間(宮古島市平良字下里108-7)	30名
⑤ 石 垣	2月13日(月)	アートホテル石垣島1階 瑞湖の間(石垣市大川559)	30名

実施時間：北部・中部・那覇 13:30受付～14:00開始～16:00終了
宮古・石垣 13:00受付～13:30開始～15:30終了

内 容

1. 老齢年金の基礎知識
 - 老齢年金をもらうには ●繰上げのポイント ●繰下げの損益分岐点
 - 働きながら年金をもらうには（在職老齢年金のしくみ） ●失業保険との関係
2. 育児休業等期間中の社会保険料免除要件変更について
 - 同月内の14日以上育児休業等免除について ●賞与保険料免除要件 ●男性パパ育休の概要、制定背景

参 加 費

会員事業所の方は、2名まで無料です。

非会員事業所および会費未納事業所の方は、1名3,000円です。

申込方法

下記申込書より所定事項を記入のうえ、FAX又はEメールでお申し込みください。

申込締切

各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。
受付がされているかの確認については、お手数ですが協会までお問い合わせください。

お問合せ

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 (Tel 098-861-2681)
〒900-0031 那覇市若狭1-3-2 タカダ若狭ビル501号

お申込先

FAX 098-861-2682

E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

講師

特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー

比嘉 正人 氏



※新型コロナウイルスの感染防止対策のため、体調のご確認、マスクの着用等にご協力下さい。
なお、詳細については社会保険協会ホームページ等にて別途ご連絡させていただきます。

社会保険協会セミナーの参加申込書

※参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参加希望会場

- ①北部(1/30) ②中部(2/6) ③那覇(2/27) ④宮古(2/20) ⑤石垣(2/13)

事業所名

会 員
非会員

参加者名

〒連絡先(職場・自宅)

TEL() -

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。

詳しくはWEBで! 沖縄県社会保険協会

検索

